

関税率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	-----	1
関税率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条関係）	-----	9
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第三条関係）	-----	13
電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第四条関係）	-----	14

改 正 案	現 行
<p>（外国貿易船の入港手続）</p> <p>第十二条（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 法第十五条第一項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。</p> <p>一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号及び当該貨物を積んでいる外国貿易船が当該貨物の船積港を出港した日時</p> <p>二及び三（省 略）</p> <p>4及び5（省 略）</p> <p>6 法第十五条第七項及び第八項に規定する政令で定める特別の事情は、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害により報告することが困難であると認められる事情とする。</p> <p>7 法第十五条第七項及び第八項の規定による外国貿易船の積荷に関する事項の報告は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する二十四時間前までに行わなければならない。ただし、当該船積港とその他の外国貿易船が入港しようとする最初の開港との距離その他の事情を勘案して、その時まで当該報告を行うことが困難なものとし</p>	<p>（外国貿易船の入港手続）</p> <p>第十二条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号</p> <p>二及び三 同 上</p> <p>4及び5 同 上</p>

て財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

8 法第十五条第七項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合に該当する積荷については、これらの事項の報告を省略することができる。

一 法第十五条第七項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等が交付する船荷証券の番号

五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号

六 その他財務省令で定める事項

9 法第十五条第八項に規定する政令で定める者は、同項に規定する積荷について、同条第七項に規定する運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて、当該運航者等と当該積荷の運送契約を締結するものとする。

10 法第十五条第八項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合においては、第八項ただし書の規定を準用する。

一 法第十五条第八項に規定する積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

四 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第

八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号

五 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号

六 その他財務省令で定める事項

(外国貿易機の入港手続)

第十三条 法第十五条第十項(入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第十項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその他の外国貿易機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一及び二 (省略)

3 法第十五条第十項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取崩り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一～三 (省略)

4 法第十五条第十二項に規定する政令で定める事項は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 法第十五条第十三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

(外国貿易機の入港手続)

第十三条 法第十五条第七項(入港手続)に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷による急迫した危険のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第七項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその他の外国貿易機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までに行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一及び二 同上

3 法第十五条第七項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取崩り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一～三 同上

4 法第十五条第九項に規定する政令で定める事項は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 法第十五条第十項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項(これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)とする。

一 予約者（法第十五条第十三項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二（省 略）

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者（法第十五条第十三項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四（省 略）

6 法第十五条第十四項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条第十三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
- 二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条第十三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

（積荷に関する事項の報告の求め）

第十三条の二 法第十五条の二第一項（積荷に関する事項の報告）の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十五条第一項、第七項、第八項又は第十項（入港手続）の規定による報告に係る積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二及び三（省 略）

2 法第十五条の二第二項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項、第七項、第八項又は第十項の規定による報告に係る積荷の

一 予約者（法第十五条第十項に規定する予約者をいう。以下同じ。）に関する事項 氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二 同 上

三 予約者の携帯品に関する事項 予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者（法第十五条第十項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四 同 上

6 法第十五条第十一項前段の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に定める事項 法第十五条第十項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時
- 二 前項第三号及び第四号に定める事項 法第十五条第十項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

（積荷に関する事項の報告の求め）

第十三条の二 同 上

一 法第十五条第一項又は第七項（入港手続）の規定による報告に係る積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二及び三 同 上

2 法第十五条の二第二項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項又は第七項の規定による報告に係る積荷の荷受人とする。

荷受人とする。

(積荷の船卸しの許可の申請)

第十五条の二 法第十六条第三項ただし書(貨物の積卸し)に規定する政令で定める報告は、同項ただし書に規定する許可を受けて船卸しをしようとする積荷(以下この条において単に「積荷」という。)について、当該許可を受けようとする者又は法第十五条第七項(入港手続)に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が行う報告であつて、当該積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍並びに第十二条第八項及び第十項に規定する事項に関するものとする。

2 法第十六条第三項ただし書に規定する許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、積荷の船卸しをしようとする開港の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 積荷の記号、番号、品名及び数量
- 二 積荷の船卸しをしようとする開港の名称
- 三 積荷の船卸しをしようとする日時
- 四 積荷を積んでいる外国貿易船の名称及び国籍
- 五 積荷について法第十五条第七項に規定する運航者等及び同条第八項に規定する荷送人が交付する船荷証券の番号
- 六 積荷が詰められているコンテナの種類及び番号
- 七 その他参考となるべき事項

(外国貿易船等の入出港の簡易手続)

第十六条の二 法第十八条第一項(入出港の簡易手続)に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一及び二 (省略)

(外国貿易船等の入出港の簡易手続)

第十六条の二 法第十八条第一項本文(入出港の簡易手続)に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一及び二 同上

2 (省 略)

3 法第十八条第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

4 一及び二 (省 略)

5 法第十八条第四項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第三項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しを行う三時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等(以下この項において単に「短期出港等の場合」という。)の場合に該当しないこととなる九十分前(第三項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時)までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財

2 同上

3 法第十八条第二項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第一項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行う二十四時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等の場合(以下この項において単に「短期出港等の場合」という。)に該当しないこととなる二時間前(第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時)までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第十八条第三項本文(入出港の簡易手続)に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

5 一及び二 同上

6 法第十八条第四項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第三項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しを行う三時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等(以下この項において単に「短期出港等の場合」という。)の場合に該当しないこととなる九十分前(第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時)までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財

。 務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

（提出物件の留置き、返還等）

第九十一条の二 国税通則法施行令第三十条の三（提出物件の留置き、返還等）の規定は、税関職員が法第百五条第二項（税関職員の権限）の規定により物件を留め置く場合について準用する。この場合において、同令第三十条の三第一項中「国税庁、国税局若しくは税務署又は税関」とあるのは「税関」と、「この条及び次条」とあるのは「この条」と、「法第七十四条の七（提出物件の留置き）」とあるのは「関税法第百五条第二項（税関職員の権限）」と、同条第二項中「法第七十四条の七」とあるのは「関税法第百五条第二項」と読み替えるものとする。

（調査の事前通知に係る通知事項）

第九十一条の三 国税通則法施行令第三十条の四（調査の事前通知に係る通知事項）の規定は、法第百五条の二（輸入者に対する調査の事前通知等）において準用する国税通則法第七十四条の九第一項第七号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、同令第三十条の四第一項第一号中「法第七十四条の九第三項第一号に掲げる納税義務者」とあるのは「輸入者」と、同項第二号中「当該職員の」とあるのは「税関の当該職員（以下この号において「当該職員」という。）の」と、同条第二項中「納税申告書の記載内容の確認又は納税申告書の提出がない場合における納税義務の有無」とあるのは「関税法施行令第四条の二第二項（特例申告書の記載事項等）に規定する特例申告書又は同令第五十九条第一項（輸入申告の手続）に規定する輸入申告書の記載内容」と、「国税」とあるのは「関税法その他

。 務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

の関税」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（再輸入免税貨物の輸入の手續）</p> <p>第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（無条件免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき、又は当該貨物（同条第十一号の規定により関税の免除を受けようとする前条第二号に掲げる容器に限る。）が特例輸出入者（関税法第七条の二第一項（申告の特例）の承認及び同法第六十七条の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認の双方の承認を受けた者をいう。以下同じ。）によつて輸出されたものであつて、当該特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、この限りでない。</p> <p>2 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする貨物が、その輸出の際に当該貨物について第五十三条の二第二項の規定により同項に規定する戻し税用書類の交付若しくは返付を受け、又は第五十四条の二第二項若しくは第四項の規定によりこれらの規定に規定する書類の返付を受けたものである場合において、その輸入の時までに当該貨物について法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）の規定による関税の払戻し（同条第五項の規定による減額を含む。）又は法第十九条の二第一項（課税原料品等による製品を輸出した場合の</p>	<p>（再輸入免税貨物の輸入の手續）</p> <p>第十六条 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号（再輸入貨物の免税）の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該貨物の輸出の許可書（特例申告貨物にあつては、輸出の許可書及び輸入の許可書）又はこれに代わる税関の証明書をその輸入地を所轄する税関長に提示しなければならない。ただし、当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるときは、この限りでない。</p> <p>2 法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定により関税の免除を受けようとする貨物が、その輸出の際に当該貨物について第五十三条の二第二項の規定により同項に規定する戻し税用書類の交付若しくは返付を受け、又は第五十四条の二第二項若しくは第四項の規定によりこれらの規定に規定する書類の返付を受けたものである場合において、その輸入の時までに当該貨物について法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税）の規定による関税の払戻し（同条第五項の規定による減額を含む。）又は法第十九条の二第一項（内貨原料品による製品を輸出した場合の免税）の規定に</p>

免税又は戻し税等)の規定による関税の免除がされていないときは、当該貨物につき法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定による免除を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、その輸出の際に交付又は返付を受けたこれらの書類を同項の税関長に提出しなければならない。

3 (省 略)

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 (省 略)

2 (省 略)

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けようとする貨物(第三十二条第一号又は第三十二条第二号に掲げる容器に限る。)が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

(再輸出免税貨物の輸入の手續)

第三十六条 法第十七条第一項第一号(再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)にその加工の種類並びに加工者の住所及び氏名又は名称を付記しなければならない。

よる関税の免除がされていないときは、当該貨物につき法第十四条第十号、第十一号又は第十四号の規定による免除を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告の際に、その輸出の際に交付又は返付を受けたこれらの書類を同項の税関長に提出しなければならない。

3 同 上

(再輸出貨物の免税の手續)

第三十四条 同 上

2 同 上

(再輸出免税貨物の輸入の手續)

第三十六条 法第十七条第一項第一号(加工用貨物の再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)にその輸入の目的、加工の種類、加工者の住所及び氏名又は名称並びに輸出の予定地を付記しなければならない。

2 法第十七条第一項第二号から第十号まで(輸入貨物の容器等の再輸出免税)の規定により関税の免除を受けようとする者は、その免除を受けようとする貨物の輸入申告書(特例申告貨物にあつては、特例申告書)にその輸入の目的及び輸出の予定地を付記しなければならない。

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

(再輸出免税貨物の輸出の手續)

第三十九条（省略）

2（省略）

3 前二項の規定は、法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物（第三十二条第一号又は第三十三条第二号に掲げる容器に限る。次項において同じ。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、適用しない。

4 法第十七条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、第二項の規定による交付がされた日（前項の規定により第二項の規定が適用されない場合にあっては、輸出された同項の貨物（以下この項において「再輸出貨物」という。）の輸出の許可の日）から一月以内に、再輸出貨物の輸入地を所轄する税関長に提出するとともに、前項の規定により第二項の規定が適用されない場合を除き、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提示しなければならぬ。ただし、税関長は、再輸出貨物（法第十七条第一項第二号又は第三号の規定により関税の免除を受けた貨物に限る。）が特例輸出入者の特例申告貨物であるときは、次に掲げる事項のうち必要がないと認めるものの当該届出書への記載を省略させることができる。

- 一 再輸出貨物の品名及び数量
- 二 再輸出貨物の輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号
- 三 再輸出貨物の輸出の許可に係る税関、当該輸出の年月日及び許可書の番号並びに第二項の規定による交付がされた年月日

（再輸出免税貨物に関する規定の準用）

第四十一条 第三十四条第一項及び第二項、第三十八条並びに第三十九条第一項前段、第二項及び第四項本文の規定は、法第十八条第一項（再輸出減税）の規定により関税の軽減を受ける貨物について準

第三十九条 同上

2 同上

3 法第十七条第三項（再輸出免税貨物の輸出の届出）の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、前項の交付がされた日から一月以内に、当該貨物の輸入地を所轄する税関長に提出するとともに、その届出に際し、同項の規定により交付された輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を提示しなければならぬ。

- 一 当該貨物の品名及び数量
- 二 当該貨物の輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号
- 三 当該貨物の輸出の許可に係る税関、当該輸出の年月日及び許可書の番号並びに前項の交付がされた年月日

（再輸出免税貨物に関する規定の準用）

第四十一条 第三十四条、第三十六条第二項、第三十八条並びに第三十九条第一項前段、第二項及び第三項の規定は、法第十八条第一項（再輸出減税）の規定により関税の軽減を受ける貨物について準

用する。

用する。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等） 第十三条（省 略）</p> <p>2（省 略）</p> <p>3 特例申告に係る課税物品について法第十三条第一項第一号（関税 定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第六号、第十号、 第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合 を除く。）及び第十四号（無条件免税）に係る部分に限る。）若し くは第四号又は第三項第四号の規定により内国消費税の免除を受け ようとする者は、当該課税物品の輸入申告書（関税法施行令第二十 九条第一項に規定する輸入申告書をいう。以下同じ。）に、当該課 税物品についてこれらの規定により内国消費税の免除を受けようと する旨を付記しなければならぬ。ただし、<u>関税定率法施行令第三 十四条第三項の規定により同条第二項の規定が適用されない場合は</u> 、この限りでない。</p> <p>4～7（省 略）</p>	<p>（関税を免除する物品についての免税等の手続等） 第十三条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 特例申告に係る課税物品について法第十三条第一項第一号（関税 定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条第六号、第十号、 第十一号（貨物の運送のために反復して使用されるものに係る場合 を除く。）及び第十四号（無条件免税）に係る部分に限る。）若し くは第四号又は第三項第四号の規定により内国消費税の免除を受け ようとする者は、当該課税物品の輸入申告書（関税法施行令第二十 九条第一項に規定する輸入申告書をいう。以下同じ。）に、当該課 税物品についてこれらの規定により内国消費税の免除を受けようと する旨を付記しなければならぬ。</p> <p>4～7 同 上</p>

改 正 案		現 行	
別表（第一条、第三条、第四条関係）	2 3 7 8 （省 略）	別表（第一条、第三条、第四条関係）	2 3 7 同上
番号 手 続	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一（省 略）</p> <p>二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ〜ハ（省 略）</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四四号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二から第五五号の二まで、第五七号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第六五号、第七一号、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九一号の三又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答</p>	番号 手 続	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ〜ハ 同 上</p> <p>ト 別表第三号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四四号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二から第五五号の二まで、第五七号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第六五号、第七一号、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九一号の三又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答</p>

一〇一	九	(省略)	<p>四 三 二 一 (省略)</p> <p>四 関税法第十五条第一項(入港手続)の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項、第八項若しくは第十項の規定による報告、同条第十一項の規定による書面の提出又は同条第十二項の規定による入港届の提出</p> <p>五 (省略)</p> <p>六 関税法第十六条第二項(貨物の積卸し)の規定による書類の提示又は同条第三項ただし書の規定による報告若しくは許可の申請</p> <p>七 (省略)</p> <p>八 関税法第十八条第二項(入出港の簡易手続)の規定による入港届の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条第十項の規定による報告若しくは同条第十一項の規定による書面の提出又は同法第十八条第四項の規定による届出若しくは書面の提出</p>
一〇一	九	同上	<p>四 三 二 一 同上</p> <p>四 関税法第十五条第一項(入港手続)の規定による報告、同条第二項の規定による書面の提出、同条第三項の規定による入港届及び船用品目録の提出、同条第七項の規定による報告、同条第八項の規定による書面の提出又は同条第九項の規定による入港届の提出</p> <p>五 同上</p> <p>六 関税法第十六条第二項(貨物の積卸し)の規定による書類の提示</p> <p>七 同上</p> <p>八 関税法第十八条第一項ただし書(入出港の簡易手続)の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による報告若しくは同条第二項の規定による書面の提出、同法第十八条第二項の規定による入港届の提出若しくは書面の提出、同条第三項ただし書の規定に基づき行われる同法第十五条第七項の規定による報告若しくは同条第八項の規定による書面の提出又は同法第十八条第四項の規定による届出若しくは書面の提出</p>